政令第百九十号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 地 七方税法 昭 和二十五年法律第二百二十六号) 附則第十二条の二の七第六項の規定に基づき、

の政令を制定する。

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の二第十一項に次の一号を加える。

五. 日本国 \mathcal{O} 自衛隊とインド軍隊との 間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド

、和国政府との間の協定

共

附 則

(施行期日)

1 この政令は、 日本国 の自衛隊とインド軍隊との 間における物品又は役務の相 互 の提供に関する日本国政

府とインド共和国 [政府との 間 の協定の効力発生の 日から施行する。

(経過措置)

規定は、この政令の施行の日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

この政令による改正後の地方税法施行令附則第十条の二の二第十一項(第五号に係る部分に限る。)の

理由

国政

好府とのこ

間の協定の締結に伴い、

自衛隊

 \mathcal{O}

船舶の使用者が

我が国以外の

国の軍

隊の船舶

 \mathcal{O}

動力源に供

する

日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和

ため軽油を譲渡する場合における軽油引取税の課税免除の特例の対象となる物品又は役務の相互の提供に関

する条約その他の国際約束として、 同協定を追加する必要があるからである。